

第百五十一回国
参議院
文教科科学委員会
會議録第四号

平成十三年三月二十六日(月曜日)

午後一時二十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

市川 一朗君

亀井 郁夫君

松村 龍二君

佐藤 泰介君

内藤 正光君

山下 栄一君

阿南 一成君

有馬 朗人君

佐藤 泰三君

中曾根弘文君

水島 裕君

小林 元君

本岡 昭次君

松 あきら君

阿部 幸代君

畑野 君枝君

旦下部代子君

高橋紀世子君

本岡 昭次君

佐藤 泰介君

阿部 幸代君

旦下部代子君

高橋紀世子君

町村 信孝君

河村 建夫君

文部科学副大臣

文部科学大臣

事務局長

常任委員会専門員

巻端 俊兒君

本日の会議に付した案件

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(本岡昭次君外四名発議)

○委員長(市川一朗君) ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(参第一五号)の両案を一括して議題といたします。

政府及び発議者から順次趣旨説明を聴取いたします。町村文部科学大臣。

○國務大臣(町村信孝君) このたび、政府から提出いたしました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

社会経済や科学技術の急速な発展が予想される二十一世紀を迎え、豊かな人間性と創造性に富み、みずからの能力・適性、興味・関心等に応じて主体的に行動できる人材を育成していくためには、学校教育において、基礎学力の定着の上に児童生徒一人一人の可能性を余すところなく発揮できるように、個に応じたきめ細かな指導を推進することが不可欠であります。

この法律案は、児童生徒の基礎学力の向上ときめ細かな学習指導の充実を図るため、平成十三年度から平成十七年度までの五年間で、少人数指導の実施のための教員配置等を主な内容とする教職

員定数の改善を図ることとともに、教育の地方分権を推進し児童生徒の実態に応じた学校教育の充実を図るため、都道府県教育委員会の判断により、学級編制の基準の弾力的な設定等を特例的に可能とし、また、常勤の教職員定数を活用して非常勤の講師等を配置できるようにするものであります。

次に、法律案の内容について御説明いたします。

まず第一は、公立の義務教育諸学校及び公立の高等学校等の教職員定数の改善であります。公立の小中学校の教職員定数の標準について、学級とは異なる学習集団により少人数指導が行われる場合には教職員の数を加算することとするともに、公立の高等学校の教職員定数の標準について、少人数指導を充実するための教職員の数の改善等を行うこととし、あわせて公立学校の教頭及び養護教諭の複数配置基準、公立の小中学校の学校栄養職員等の配置基準、公立の特殊教育諸学校の教職員の配置基準の改善等を行うこととしております。

第二に、公立の義務教育諸学校の学級編制の基準について、都道府県教育委員会の判断により、児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認められる場合には、国の定める学級編制の標準により定められる数を下回る数を、その場合の基準として特例的に設定できることとするともに、公立の高等学校等の学級編制については、設置者の判断により、生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合には、国の定める学級編制の標準を下回る数により学級編制を特例的に行うことができるとすることとしております。

第三に、公立の義務教育諸学校に非常勤の講師を置く場合には教員の定数を活用できることとし、その報酬等は都道府県が全額を負担し、国が

その二分の一を負担することとするともに、公立学校に再任用短時間勤務職員を置く場合にも教職員の定数を活用できることとする規定を整備することとしております。

このほか、公立の高等学校の設置主体を都道府県及び一定の基準に該当する市町村に限定する規定を削除するなど所要の改正を行うこととしております。

最後に、この法律案は、平成十三年四月一日から施行することとしておりますが、その実施については、改正後のこの法律の標準に漸次近づけることを旨として、必要な経過措置を設けることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(市川一朗君) 発議者本岡昭次君。本岡昭次君 ただいま議題となりました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び無所属の会の発議者を代表して、その提案の理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げます。

現行の我が国の公立小学校及び中学校の学級編制の標準は、四十人とされております。この四十年学級を進めた第五度定数改善計画が開始されたのが昭和五十五年でありまして、既に二十年以上が経過いたしております。この間、家庭、社会、そして子供たちは大きく変化しているにもかかわらず、現在でも四十人学級という時代おくれの状況が続いているのであります。

世界の教室の趨勢は、二十人前後の子供たちが、幾つかのテーブルを中心に活動的で協同的な

学びを遂行し、個性的で多様なわかり方を表現し共有し吟味し合う空間へと変容しつつあります。広く浅く学ぶ効率中心の教育から深く学ぶ質の高い教育へと転換しています。

この学級規模縮小による教育改革は、経済のグローバル化とポスト産業主義社会への移行という新しい時代への対応であります。我が国も、教育内容の知的文化的水準を高め、複合的で総合的な能力を養達させる改革から立ちおくれてはなりません。そのために、二十一世紀にふさわしい教室の環境と学びの質の転換を図る四十人学級から三十人学級への改革こそが不可欠であります。

公立の小学校、中学校、高等学校の学級規模を四十人から三十人に縮小することにより、生活集団と学習集団が結びついた学級の役割を尊重しつつ、個別学習などを可能とする学習環境も創出されます。また、十三万人を超えた不登校や大量に学びから逃走する子供たち、深刻な校内暴力、いじめと自殺、授業が成立しない学級崩壊、高校中退等の教育の危機的状況を解消していく条件が整備されます。さらに、保護者と教職員の連帯のもとで、子供の学びを質の高い探求的な活動へと転換し、教員が教職の専門家として育ち磨き合う研修を学校運営の中心に設定することを可能にします。

また、より基本的な教育改革の課題として教育の地方分権化の推進があります。学校運営や学級編制等についても、硬直化した官僚主義を排除し、地方自治体の自主性、教育現場の要請を十分反映させ、地域に根差した教育環境の整備を可能にしなければなりません。

教育は未来への先行投資であります。現在を将来につなぐ営みであり、未来への希望と期待の具現化であります。

二十一世紀を迎え、我が国は今一大転換点に立っております。

このようなときであればこそなお、未来を担う子供たちのために教育改革を最優先政策課題とし、一つの教室に四十人の子供がひしめく学級編

制を三十人学級とする施策は、国の責任において早急に実施していかなければならないのであります。

ここで、政府が提案された義務標準法等の一部改正案について一言申し述べさせていただきます。

今や、先進諸国では見ることのできない四十人という大規模学級をそのままにして、国語、算数、理科等一部の特定教科の学習については、学級の子供を分割して授業を行うことも可能とするという政府案の対応は、教育改革に値しない全く小手先の対応と言わねばなりません。しかも、非常勤講師を定数内に繰り入れて実施しようとしているのです。こうした措置を二十人授業とか二十人学級への改善と称することは、国民への欺瞞であり、子供たちと学校を混乱に陥れるだけであることを申し述べておきたいと思っております。

以上のような認識に立って、公立の小学校、中学校及び高等学校に関して、三十人以下学級の実現と教職員配置の適正化を図るために本案を提出した次第であります。

次に、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

まず、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部の改正についてであります。

第一に、学級編制の改善であります。

公立小中学校の同年年の児童生徒で編制する一学級の児童生徒の数の標準を四十人から三十人に引き下げる等の改善を行うこととしたしております。

また、特殊教育諸学校小中学部の学級は、重複障害児童生徒のみでは編制しないものとするともに、その学級編制の標準を六人から五人に引き下げることにいたしました。

なお、都道府県教育委員会は、児童生徒の実態を考慮して必要があると認める場合には、標準を下回る数を一学級の児童生徒の数の基準として定めることができるものとするとともに、設置者が弾力的な学級編制を行うことができるよう、一学

級の児童生徒の数の幅を設けることができるものとしたしております。

第二に、教職員定数の改善であります。

教頭及び教諭について、教頭の複数配置基準及び寄宿舎を置く学校に係る配置基準を改善することとしたしております。

また、現行の複数指導及び選択教科に係る加配に加えて、授業方法の改善または特色ある教育課程の編制が行われる場合に加配を行うものとするともに、通常の学級に障害を持つ児童生徒が在籍する場合に加配を行うものとしたしております。

養護教諭等及び学校栄養職員、事務職員につきましても所要の配置基準の改善を行うものとしたしております。

第三に、特殊教育諸学校小中学部の教職員定数の改善であります。

教頭の複数配置基準の改善等所要の配置基準の改善を行うとともに、重複障害児童生徒の数に応じて加配を行うものとしたしております。

第四に、再任用短時間勤務職員を置く場合には、教職員の定数を活用できるものとしたしております。

次に、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正についてであります。

第一に、公立高等学校の設置主体を、都道府県及び政令で定める基準に該当する市町村に限定している規定を削除するとともに、本校の学校規模について、生徒の収容定員を二百四十人以上から百八十人以上に引き下げることにいたしました。

第二に、学級編制の改善であります。

現在四十人とされている公立高等学校の学級編制の標準を、全日制の課程については三十人に、定時制の課程については二十人にそれぞれ引き下げるとともに、設置者が、生徒の実態を考慮して必要があると認める場合には、標準を下回る数で学級編制を行うことができるものとしたしております。

第三に、教職員定数の改善であります。

教諭等について、通信制の課程に係る配置基準及び生徒指導担当の配置基準の改善を行うとともに、学級に障害を持つ生徒が在籍する場合等に加配を行うものとしております。

また、養護教諭等及び実習助手、事務職員につきましても所要の配置基準の改善を行うものとしたしております。

第四に、特殊教育諸学校高等部の学級編制及び教職員定数の改善であります。

特殊教育諸学校高等部の学級は、重複障害生徒のみでは編制しないものとするともに、その学級編制の標準を八人から六人に引き下げるものとしたしております。また、設置者が、生徒の実態を考慮して必要があると認める場合には、標準を下回る数で学級編制を行うことができるものとしたしております。

教職員定数の改善につきましては、重複障害生徒の数に応じて教諭等を加配するとともに、所要の配置基準の改善を行うこととしたしております。

第五に、再任用短時間勤務職員を置く場合には、教職員の定数を活用できるものとしたしております。

なお、この法律は、平成十三年四月一日から施行することとし、平成二十二年三月三十一日まで経過措置を定め、今後十年間の年次計画で実施することとしたしております。

現今の財政状態はまことに厳しいものがありません。だからこそ、公共事業のばらまきや、官房機密費に見られた不適切、不透明な予算は大幅に削減することを私どもは強く求めているところであります。しかし、子供たちの教育費の確保は、日本のおすへの先行投資として最優先されるべきだと考えております。そして、これは圧倒的多数の国民の理解するところであります。何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(市川一朗君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたしま
す。

今回は明二十七日午前十時から開会すること
し、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

三月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学助成の大幅増額等教育条件の改善に
関する請願(第五一〇号)

一、三十人学級の早期実現、私学助成の拡充等
に関する請願(第五一四号)

一、私立専修学校の教育・研究条件の改善及び
父母負担軽減に関する請願(第五四七号)(第
五四八号)(第五四九号)(第五五〇号)(第五五
一号)(第五五二号)(第五五三号)(第五五四
号)(第五五五号)(第五五六号)(第五五七号)
(第五五八号)(第五五九号)(第五六〇号)(第
五六一号)(第五六二号)(第五六三号)(第五六
四号)(第五六五号)(第五六六号)(第五六七
号)(第五六八号)(第五六九号)

一、すべての子供に対する行き届いた教育の実
現に関する請願(第六一一号)

第五一〇号 平成十三年三月九日受理
私学助成の大幅増額等教育条件の改善に関する請
願

請願者 山形市七日町五ノ一ノ二 森谷
恵子外九百九十九名

紹介議員 渡辺 孝男君
この請願の趣旨は、第二五八号と同じである。

第五二四号 平成十三年三月九日受理
三十人学級の早期実現、私学助成の拡充等に関す
る請願

請願者 大阪府岸和田市加守町四ノ一一ノ
八 渡辺耕三外千二百一名

請願者 大阪府岸和田市加守町四ノ一一ノ
八 渡辺耕三外千二百一名

請願者 大阪府岸和田市加守町四ノ一一ノ
八 渡辺耕三外千二百一名

請願者 大阪府岸和田市加守町四ノ一一ノ
八 渡辺耕三外千二百一名

請願者 大阪府岸和田市加守町四ノ一一ノ
八 渡辺耕三外千二百一名

請願者 大阪府岸和田市加守町四ノ一一ノ
八 渡辺耕三外千二百一名

請願者 大阪府岸和田市加守町四ノ一一ノ
八 渡辺耕三外千二百一名

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第五四七号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 埼玉県川口市上青木一ノ三ノ三六
馬場一人外千七百四十三名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五四八号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 東京都日野市石田四二一ノ一〇
田中恵子外千七百四十三名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五四九号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 青森県南津軽郡藤崎町中村井一一
ノ七 五十嵐喜明外千七百四十三
名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五五〇号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 京都市伏見区淀美豆町四〇二 樋
口博子外千七百四十三名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五五一号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 京都市伏見区淀美豆町四〇二 樋
口博子外千七百四十三名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五五二号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 京都市伏見区淀美豆町四〇二 樋
口博子外千七百四十三名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五五三号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 京都市伏見区淀美豆町四〇二 樋
口博子外千七百四十三名

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五五四号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 神奈川県神奈川町種一、六六
〇ノ一六 谷田正夫外千七百四十
三名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五五五号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 神奈川県神奈川町種一、六六
〇ノ一六 谷田正夫外千七百四十
三名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五五六号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 東京都台東区根岸三ノ一六ノ七
柿崎文昭外千七百四十三名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五五七号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 東京都台東区根岸三ノ一六ノ七
柿崎文昭外千七百四十三名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五五八号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 東京都台東区根岸三ノ一六ノ七
柿崎文昭外千七百四十三名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五五九号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 東京都台東区根岸三ノ一六ノ七
柿崎文昭外千七百四十三名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五六〇号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 東京都台東区根岸三ノ一六ノ七
柿崎文昭外千七百四十三名

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五六一号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 川崎市多摩区宿河原一ノ二ノ一
六 深沢篤子外千七百四十三名

紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五六二号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 山形市陣場三ノ六ノ六 渡辺幸男
外千七百四十三名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五六三号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 東京都世田谷区弦巻五ノ一ノ三三
ノ七〇一 森正晴外千七百四十三
名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五六四号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 埼玉県川口市赤井四ノ一三ノ一七
鈴木功外千七百四十三名

紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五六五号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 京都府京田辺市大住仲ノ谷二ノ一

紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五六六号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 京都府京田辺市大住仲ノ谷二ノ一

紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五六七号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負
担軽減に関する請願

請願者 京都府京田辺市大住仲ノ谷二ノ一

紹介議員 一六 真砂香外千七百四十三名
西山登紀子君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五六一号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負担軽減に関する請願
請願者 大阪府旭区大宮四ノ二ノ二二
木原裕也外千七百四十三名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五六二号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負担軽減に関する請願
請願者 横濱市神奈川区六角橋四ノ三ノ一
六ノ二〇一 柳下美奈子外千七百五十三名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五六三号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負担軽減に関する請願
請願者 兵庫県西宮市樋ノ口町一ノ一二ノ三
三三 平野知子外千七百四十三名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五六四号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負担軽減に関する請願
請願者 広島市東区牛田早稲田四ノ一三ノ一
一ノ一〇四 徳永隆子外千七百四十三名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五六五号 平成十三年三月十三日受理

私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負担軽減に関する請願
請願者 香川県高松市通町四ノ六 久本敏
之外千七百四十三名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五六六号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負担軽減に関する請願
請願者 大阪府岸和田市岡山町一、〇五四
ノ二 多胡喜久外千七百四十三名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五六七号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負担軽減に関する請願
請願者 岡山県倉敷市中島一、七三八ノ一
七 浦上弘留美外千七百四十三名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五六八号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負担軽減に関する請願
請願者 山口市楠木町一ノ一五ノ三〇六
河野礼外千七百四十三名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第五六九号 平成十三年三月十三日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負担軽減に関する請願
請願者 福島県郡山市安積町日出山三ノ一
三一 大湊修蔵外千七百四十三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第六一一号 平成十三年三月十五日受理
すべての子供に対する行き届いた教育の実現に関する請願
請願者 福島県会津若松市門田町飯寺村東
一、〇〇一ノ六五 蛭子勇作外千七百四十九名
紹介議員 松崎 俊久君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

三月二十六日日本委員会に左の案件が付託された。
一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（本岡昭次君外四名発議）
二、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案
三、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正
第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「並びに教諭」を「教諭」に改め、「（常時勤務の者に限る。第七條第一項及び第三項並びに第十一條第二項において同じ。）」を削り、「第八條の二、第十三條の二及び第十五條において同じ。」及び「を以下同じ。」並びに「第九條、第十四條及び第十五條においてを以下同じ。」（それぞれ常勤の者に限る。第十七條を除き、以下に改める。）
第三条第一項ただし書中「少ない」を「少ない」に改め、「により」の下に「、小学校の第一学年の児童を除き」を加え、同条第三項中「六人（文部科学大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）」を「五人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して必要があると認める場合においては、五人を下回る数を、一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。
第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して必要があると認める場合においては、当該下欄に掲げる数を下回る数を、一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。
第三条第二項の表を次のように改める。

第三条第二項の表を次のように改める。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小 学 校	同学年の児童で編制する学級 二の学年の児童で編制する学級 学校教育法第七十五條に規定する特殊学級	三十人 十二人 五人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級 二の学年の生徒で編制する学級 学校教育法第七十五條に規定する特殊学級	三十人 八人 五人

第三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公立の特殊教育諸学校の小学部又は中学部の学級は、やむを得ない場合を除き、重複障害児童等(文部科学大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する児童又は生徒をいう。第十一條第一項第三号及び第十三條において同じ。)のみで編制しないものとする。

5 都道府県の教育委員会は、第三項ただし書又は前項ただし書の規定により基準を定めるに当たっては、公立の義務教育諸学校を設置

寄宿する児童又は生徒の数	乗ずる数
三十人以下	一
三十一人から六十人まで	二
六十一人から九十人まで	三
九十一人から百二十人まで	四
百二十人以上	五

第七条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる場合には、前項の規定により算定した数にそれぞれ政令で定める数を加えた数を教頭及び教諭等の数とする。

一 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、児童又は生徒の心身の発達に配慮し個性に応じた教育を行うため、複数の教頭及び教諭等の協力による指導が行われる場合、教育課程(小学校の教育課程を除く。)の編成において多様な選択教科が開設される場合その他政令で定める授業の方法の改善又は特色ある教育課程の編成が行われる場合

二 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の学級(学校教育法第七十五条に規定する特殊学級を除く。)において、文部科学大臣が定める心身の故障を有する児童又は生徒が在籍する場合

第七条第三項中「二分の三」を「二」に改める。

する地方公共団体の教育委員会が弾力的な学級編制を行うことができるよう、一学級の児童又は生徒の数を幅を設けることができる。

第四条中「前条第二項又は第三項を、前条第三項又は第四項に改める。

第五条中「並びに第八條の二第一号及び第二号を削る。

第七条第一項第二号中「小学校の数」とを「小学校の数に二分の三を乗じて得た数」とに、「の数との合計数」とを「の数に、と三十学級を」と及び三十学級に、「二を乗じて得た数」とを「二分の五を乗じて得た数」とに改め、同項第四号の表を次のように改める。

寄宿する児童又は生徒の数	乗ずる数
三十人以下	一
三十一人から六十人まで	二
六十一人から九十人まで	三
九十一人から百二十人まで	四
百二十人以上	五

第八条第一号中「二十九学級を十八学級に、及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数」とを「の数と三学級から十五学級までの中学校(中等教育学校の前期課程を含む。次号において同じ。)の数」とに改め、同条第二号中「三十学級を十九学級に、及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数」とを「の数と十六学級以上の中学校の数」とに改める。

第八条の二第一号中「児童又は生徒の数が六百人以上のもの(次号において「六百人以上単独実施校」という。)の数の合計数に一を乗じて得た数と単独実施校のうち児童又は生徒の数が五百九十九人以下のもの(以下この号及び次号において「五百九十九人以下単独実施校」という。)の数の合計数から同号に該当する市町村の設置する五百九十九人以下単独実施校の数の合計数を減じて得た数に四分の一を学級数が十五学級以上のものの数の合計数に一を乗じて得た数

と単独実施校のうち学級数が十四学級以下のものの数の合計数に二分の一に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「掲げる共同調理場」の下に「(学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。以下この号及び第十七条において同じ。)」を加え、同号の表中「二千五百人」を「千人」に、「二千五百一人から七千人」を「千一百一人から四千四百一人」に、「七千人」を「四千四百一人」に改め、同号を同条第二号とする。

第九条第一号中「四学級以上の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数」とを「三学級から十八学級までの小学校の数と三学級から十五学級までの中学校(中等教育学校の前期課程を含む。次号及び第三号において同じ。)の数」とに改め、同条第二号中「三学級の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数」とを「十九学級以上の小学校の数と十六学級以上の中学校の数」とに、「四分の三を二」に改め、同条第三号中「中等教育学校の前期課程を含む。」を削る。

第十一条第一項第二号中「三十学級以上の特殊教育諸学校の数」の下に「二分の三を乗じて得た数」を加え、「との合計数に一を乗じて得た数」とを「二を乗じて得た数との合計数」とに改め、同項第五号の表中「八十人」を「六十人」に、「八十一人から二百人」を「六十一人から百五十人」に、「二百一人」を「百五十一人」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特殊教育諸学校の小学部及び中学部の重複障害児童等の数に二分の一を乗じて得た数

第十二条中「数に一(小学部及び中学部の学級数が三十学級以上の特殊教育諸学校にあつては、二を乗じて得た数)を本校の数に二を乗じて得た数と特殊教育諸学校の分校の数に一を乗じて得た数との合計数に改める。

第十三条中「十二」を「十三」に改め、同条第一号中「である児童及び生徒の下に」並びに重複障害児童等を加え、「五分の一」を「四分の一」に改め、同条第二号中「生徒」の下に「(重複障害児童等を除く。)」を加え、同条に次の一号を加える。

三 寄宿舎に寄宿する小学部及び中学部の重複障害児童等の数の合計数に二分の一を乗じて得た数

第十四条を次のように改める。

第十四条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 特殊教育諸学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た数

二 小学部及び中学部の学級数が十六学級以上の特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数

第十六条第一項中「及び第十一條を、第十三條及び第十三條に、第八條の二第一号及び第二号を、第八條の二第一号に、第十一條第一項第四号を、第十一條第一項第五号に改める。

第十九条を第二十條とし、第十八條を第十九條とし、第十七條を第十八條とし、第十六條の次に次の一條を加える。

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者の数への換算)

第十七條 第六條の二から第九條まで又は第十條の二から第十四條までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校(共同調理場を含む。)に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寮母、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法昭和二十五年法律第二百六十一号第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

第二条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

第一条中、「学校の設置」を削る。

第二条第一項中（常時勤務の者に限る。以下第九条において同じ。）を削り、（をいう）を（それぞれ常勤の者に限る。第二十三条を除き、以下同じ。）をいうに改め、同条第四項中「（をいう）」を「（総合学科）」と普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科をいうに改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三条 削除

第五条中「二百四十人」を「百八十人」に改める。

第六条中（の全日制の課程又は定時制の課程における）「一学級の生徒の数は、やむを得ない事

情がある場合を除き、四十人」を「以下この条において同じ。）の一学級の生徒の数は、全日制の課程にあつては三十人、定時制の課程にあつては二十人に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して必要があると認める場合については、この限りでない。

第六条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の場合において、一学級の生徒の数が課程の別に従い同項本文に規定する数を上回ることができないのは、やむを得ない事情がある場合とし、一学級の生徒の数が課程の別に従い同項本文に規定する数を下回ることができないのは、高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して必要があると認める場合とする。

第九条第一項第二号中「及び第八号」を、第八号及び第九号に改め、同項第三号の表を次のように改める。

人 員 の 区 分		除すべき数
一 人 から 千 二 百 人 まで	一 人 から 千 八 百 人 まで	四十
	千 二 百 一 人 から 千 八 百 人 まで	五十
	千 八 百 一 人 以上	六十

第九条第一項第六号中「十八学級」を「一学級から十七学級までの全日制の課程の数に一を乗じて得た数、十八学級」に、「全日制の課程の数に一を」を「全日制の課程の数に二を」に、「二を」を「三を」に、「十二学級」を「一学級から二十

三学級までの定時制の課程の数に一を乗じて得た数、二十四学級」に、「定時制の課程の数に一を」を「定時制の課程の数に二を」に、「通信制の課程の数に一を」を「通信制の課程の数に二を」に改め、同項第九号中「五十一人」を「三十一人」

に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で当該課程に総合学科を置くものについて、次の表の上欄に掲げる当該学科の学級数の区分ごとの課程の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

総 合 学 科 の 学 級 数 の 区 分		乗 ず る 数
一 学 級 から 三 学 級 まで	一 学 級 から 三 学 級 まで	三
	四 学 級 から 六 学 級 まで	四
	七 学 級 から 九 学 級 まで	六
	十 学 級 から 十二 学 級 まで	八
	十三 学 級 から 十五 学 級 まで	九
	十六 学 級 から 十八 学 級 まで	十一
	十九 学 級 から 二十一 学 級 まで	十三
	二十二 学 級 から 二十四 学 級 まで	十四
	二十五 学 級 から 二十七 学 級 まで	十六
	二十八 学 級 から 三十 学 級 まで	十七
三十一 学 級 以上		十九

第九条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる場合には、前二項の規定により算定した数にそれぞれ政令で定める数を加えた数を教諭等の数とする。

一 全日制の課程又は定時制の課程に置かれる普通教育を主とする学科において、教科又は科目の特質に応じた教育を行うため少数の生徒に対する指導が行われる場合

二 全日制の課程又は定時制の課程において、学年による教育課程の区分を設けない教育（以下この号において「単位制による教育」という。）が行われる場合（総合学科において単位制による教育が行われる場合を除く。）

三 全日制の課程又は定時制の課程の学級において、文部科学大臣が定める心身の故障を有する生徒が在籍する場合

第十条第一号中「二十九学級」を「十五学級」に改め、同条第二号中「三十学級」を「十六学級」に改め、同条第三号中「三十学級」を「十六学級」に、「二十九学級」を「十五学級」に改め、同条第四号中「三十学級」を「十六学級」に改め、同条に次の一号を加える。

五 通信制の課程のみを置く高等学校の数に一を乗じて得た数

第十一条第一号中「六学級から二十四学級」を「三学級から十八学級」に、「二十五学級」を「十九学級」に改め、同条に次の一号を加える。

四 総合学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、当該課程の数の合計数に一を乗じて得た数に当該学科に開設される科目の授業時数等を考慮して政令で定める数の合計数を加えた数

第十二条第一号中「及び定時制の課程の数の合計数に一を乗じて得た数と六学級以上の全日制の課程又は定時制の課程の数に一を乗じて得た数と六学級以上の全日制」に改め、同条第四号中「を置く学校」を「の数に三を乗じて得た数と、通信制の課程を置く学校であつて当該課程の生徒の数が六百人を超えるもの」に、「生徒の数」を「生徒の数から六百人を減じて得た数」に、「合算した数」を「合算した数との合計数」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「全日制の課程又は」を「農業に関する学科を置く全日制の課程及び」に、「を置く学校で、当該課程に置かれる農業、水産又は」を「の数の合計数に二を乗じて得た数、水産に関する学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数並びに」に、「の学級数の合計数が六学級以上のものの数に一を乗じて得た数」

を「を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に一を乗じて得た数の合計数」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 総合学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に一を乗じて得た数の

定 時 制 の 課 程 の 規 模 の 区 分	乗 ず る 数
三学級及び四学級の課程 五学級及び六学級の課程 七学級以上の課程	一 二 三

第十四条中「やむを得ない事情がある場合を除き、重複障害生徒（文部科学大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する生徒をいう。以下この条において同じ。）で学級を編制する場合にあつては三人、重複障害生徒以外の生徒で学級を編制する場合にあつては八人」を「六人」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して必要があるとする場合については、この限りでない。

第十四条に次の二項を加える。

2 前項ただし書の場合において、一学級の生徒の数が六人を上回ることができず、やむを得ない事情がある場合とし、一学級の生徒の数が六人を下回ることができず、高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して必要があるとする場合とする。

3 公立の特殊教育諸学校の高等部の学級は、やむを得ない場合を除き、重複障害生徒、文部科学大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する生徒をいう。第十七条第四号及び第二十条において同じ。）のみで編制しないものと

第十二条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 定時制の課程の数の一を乗じて得た数と次の表の上欄に掲げる定時制の課程の規模の区分ごとの課程の数の当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数とを合計した数

定 時 制 の 課 程 の 規 模 の 区 分	乗 ず る 数
三学級及び四学級の課程 五学級及び六学級の課程 七学級以上の課程	一 二 三

第十七条第六号中「第十一号第一項第五号」を「第十一号第一項第六号」に改め、同号の表中「八十人」を「六十人」に、「八十人」から「二百人」を「六十人」から「百五十人」に、「二百人」を「百五十人」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 特殊教育諸学校の高等部の重複障害生徒の数の二分の一を乗じて得た数

第十八条中「と高等部を置く特殊教育諸学校でその学級数（幼稚部の学級数を除く。）が三十学級以上のもの（小学部及び中学部の学級数が三十学級以上のものを除く。）の数の合計数に一を乗じて得た数」を「二を乗じて得た数と高等部を置く特殊教育諸学校の数の一を乗じて得た数とを合計した数」に改める。

第十九条中「二」を「三」に改める。

第二十条中「十二」を「十三」に改め、同条第一号中「である生徒」の下に「及び重複障害生徒」を加え、「五分の一」を「四分の一」に改め、同条第二号中「生徒」の下に「（重複障害生徒を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 寄宿舎に寄宿する高等部の重複障害生徒の数の二分の一を乗じて得た数

第二十一条を削る。

第二十一条の二中「第二十一条」を「前条」に改め、第八章中同条を第二十一条とする。

第八章中第二十三条を第二十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算）

第二十三条 第八条から第十二条まで又は第十六条から第二十一条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。次項において同じ。）又は特殊教育諸学校の高等部に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寮母又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第三十六号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 第九条又は第十七条に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部に置く非常勤の講師（地方公務員法の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。）の数の換算することができる。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第三条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特別区を含む」の下に「。以下この条において同じ。」を、「講師」の下に「（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二十六号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を加え、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第二条第三項に規定する学校栄養職員を学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の

三に規定する職員」に、「学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）を「同法」に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第二条第三項の政令で定める者に、（以下給料その他の給与とを「以下給料その他の給与」とに改め、「校長に係るものとする。）」の下に「並びに市町村立の盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の講師（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十三年法律第六十八号）第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）を加える。

第二条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、「定時制の課程」とを「この条において定時制の課程」とに改め、「もの」の下に「（以下この条において定時制の課程を置く市町村立の高等部学校」という。）を、「講師」の下に「（常勤の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を、「産業教育手当」の下に「並びに定時制の課程を置く市町村立の高等部学校の講師（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬等」を加える。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第二条第三項に規定する学校栄養職員を学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）」を「同法」に改める。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第四條 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四條の見出しを「(市町村立学校教職員の給与及び報酬等の都道府県負担)」に改め、同条中「(給与)」の下に「及び報酬等」を加える。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第五條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七條の二」を「第四十七條の三」に改める。

第四十條中「一の市町村の県費負担教職員」の下に「(非常勤の講師(同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。))を除く。以下この条、第四十二條、第四十三條第三項、第四十四條、第四十五條第一項、第四十六條、第四十七條、第五十八條第二項、第五十九條及び第六十一條第二項において同じ。」を加え、「において地方公務員法を」において同法に改める。

第四十三條第四項中「若しくは前項」を、「前項若しくは第四十七條の二第一項に改め、(条例の下に)若しくは同条第二項の都道府県の定めを加える。

第四章第二節中第四十七條の二を第四十七條の三とし、第四十七條の次に次の一条を加える。

(県費負担教職員のうち非常勤講師の報酬等及び身分取扱い)

第四十七條の二 県費負担教職員のうち非常勤の講師の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額並びにその支給方法については、都道府県の条例で定める。

2 この章に規定するもののほか、県費負担教職員のうち非常勤の講師の身分取扱いについては、都道府県の定めのあるものとす

る。

第五十八條第一項及び第六十一條第一項中「給与」の下に「(非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(義務教育諸学校の学級編制の標準に関する経過措置)

2 公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の標準については、平成二十二年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(次項において「新標準法」という。)(第三条第三項本文又は第四項本文の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、これらの規定に定める標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する経過措置)

3 新標準法第六條に規定する小中学校等教職員定数又は新標準法第十條に規定する特殊教育諸学校教職員定数の標準については、平成二十二年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童又は生徒の数の推移及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定める標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

6 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項の表中「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」を「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に改める。

この法律の施行に伴い必要となる経費は、単年度約七百九十七億円の見込みである。

(高等学校等の学級編制の標準に関する経過措置)

4 公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。次項において同じ。)(又は特殊教育諸学校の高等部の一学級の生徒の数の標準について

は、平成二十二年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(次項において「新高校標準法」という。)(第六條第一項本文又は第十四條第一項本文の規定にかかわらず、生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、これらの規定に定める標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置)

5 新高校標準法第七條に規定する高等学校等教職員定数又は新高校標準法第十五條に規定する特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、平成二十二年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部の生徒の数の推移及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

は、平成二十二年三月三十一日までの間は、第二

条の規定による改正後の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(次項において「新高校標準法」という。)(第六條第一項本文又は第十四條第一項本文の規定にかかわらず、生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、これらの規定に定める標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置)

5 新高校標準法第七條に規定する高等学校等教職員定数又は新高校標準法第十五條に規定する特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、平成二十二年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部の生徒の数の推移及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

6 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項の表中「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」を「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に改める。

この法律の施行に伴い必要となる経費は、単年度約七百九十七億円の見込みである。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「並びに教諭を、」を、「教諭に改め、(常時勤務の者に限る。第七條第一項及び第三項並びに第十一條第二項において同じ。))を削り、(第八條の二、第十三條の二及び第十五條において同じ。))及び」を「以下同じ。))並びに」に、「第九條、第十四條及び第十五條において」を「以下同じ。))」(それぞれ非常勤の者に限る。第十七條を除き、以下に改める。

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

第七条第一項第二号中「三十学級以上の小学校」を「二十学級以上の小学校」に、「十八学級から二十九学級まで」を「二十四学級以上」に改め、「。以下この号において同じ。))及び」と三十学級以上の中学校の数の二を乗じて得た数との合計数を削り、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 三十学級以上の小学校の数の二分の一を乗じて得た数、十八学級から二十九学級ま

る法律

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「並びに教諭を、」を、「教諭に改め、(常時勤務の者に限る。第七條第一項及び第三項並びに第十一條第二項において同じ。))を削り、(第八條の二、第十三條の二及び第十五條において同じ。))及び」を「以下同じ。))並びに」に、「第九條、第十四條及び第十五條において」を「以下同じ。))」(それぞれ非常勤の者に限る。第十七條を除き、以下に改める。

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

第七条第一項第二号中「三十学級以上の小学校」を「二十学級以上の小学校」に、「十八学級から二十九学級まで」を「二十四学級以上」に改め、「。以下この号において同じ。))及び」と三十学級以上の中学校の数の二を乗じて得た数との合計数を削り、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

での中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下この号において同じ。)の数に二を乗じて得た数及び三十学級以上の中学校の数に二の三を乗じて得た数の合計数

第七条第二項中「児童」を、「児童」に、「行われ、」を「行われる場合、」に改め、少数の児童若しくは生徒により構成される集団を単位として指導が行われる場合に改め、同条第三項中「三十学級以上の小学校及び」を「二十学級以上の小学校の数と二十四学級以上の」に、「の合計数に二の三を」との合計数に「二に」、「九学級から二十九学級」を「九学級から二十六学級」に、「六学級から二十九学級」を「六学級から二十三学級」に改める。

第八条第一号中「から二十九学級まで」を「以上」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 児童の数が八百五十一人以上の小学校の数と生徒の数が八百一十人以上の中学校中等教育学校の前期課程を含む。の数との合計数に二を乗じて得た数

第八条第二号中「が六百人」を「が五百五十人以上」、「六百人以上単独実施校」を「五百五十人以上単独実施校」に、「が五百九十九人」を「が五百四十九人」に、「五百九十九人以下単独実施校」を「五百四十九人以下単独実施校」に改め、同条第二号中「六百人以上単独実施校」を「五百五十人以上単独実施校」に、「次号において」を「以下」に、「五百九十九人以下単独実施校」を「五百四十九人以下単独実施校」に改め、同条第三号の表中「千五百人」を「千五百人」に、「千五百一人から七千人」を「千五百一人から六千人」に、「七千人」を「六千人」に改める。

第十一条第一項第二号中「三十学級」を「二十学級」に改め、「と中学部」を「二を乗じて得た数と中学部」に改め、「との合計数」を削り、「得た数の下に」との合計数を加え、同項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号の表肢不自由者である児童又は生徒を教育

する養護学校の項中「六」を「七」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百一人から百五十人までの特殊教育諸学校の数に二を乗じて得た数、小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百五十一人から二百人までの特殊教育諸学校の数に二を乗じて得た数並びに小学部及び中学部の児童及び生徒の数が二百人以上の特殊教育諸学校の数に三を乗じて得た数の合計数

第十二条中「学級数が三十学級」を「児童及び生徒の数が六十一人」に改める。

第十五条第二号中「中学校又は」を「中学校若しくは」に改め、「前期課程」の下に「(第八条の二第三号の規定により学校栄養職員の数と算定する場合にあつては、共同調理場に係る小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程とする。又は養護学校の小学部若しくは中学部を加え、同条第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの

第十六条第一項中「第七条第一項第三号」を「第七条第一項第四号」に、「第十一項第一項第四号」を「第十一項第五号」に改める。

第十九条を第二十号とし、第十八条を第十九号とし、第十七条を第十八号とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十

条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校(共同調理場を含む。)に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寮母、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

第七号又は第十一号に定めるところにより算定した教頭及び教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校に置く非常勤の講師(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができる。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第二条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

第一条中、「学校の設置」を削る。

第二条第一項中「(常時勤務の者に限る。以下第九条において同じ。)」を削り、「(をいう)」を「(それぞれ常勤の者に限る。第二十三条を除き、以下同じ。)」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三章 削除

第六条中「含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「やむを得ない事情がある場合を除き」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。

第九条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一次に掲げる数の合計数に二を乗じて得た数

イ 生徒の収容定員が二百人以上の全日制の課程及び定時制の課程の数

ロ 二以上の学科を置く全日制の課程又は定時制の課程(その学科のいずれもが同一の専門教育の分野に係る専門教育を主とする学科であるものを除く。ハにおいて「複数学科設置課程」という。)でその生徒の収容定員が六百八十一人以上のもの

ハ 複数学科設置課程以外の全日制の課程又は定時制の課程でその生徒の収容定員が九百二十一人以上のもの

ニ 通信制の課程の数

三 全日制の課程(本校の全日制の課程及び分校の全日制の課程は、それぞれ一の全日制の課程とみなす。第八号において同じ。)

又は定時制の課程(本校の定時制の課程及び分校の定時制の課程は、それぞれ一の定時制の課程とみなす。同号において同じ。)

について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。の合計数

二 全日制の課程(本校の全日制の課程及び分校の全日制の課程は、それぞれ一の全日制の課程とみなす。第八号において同じ。)

又は定時制の課程(本校の定時制の課程及び分校の定時制の課程は、それぞれ一の定時制の課程とみなす。同号において同じ。)

について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。の合計数

二 全日制の課程(本校の全日制の課程及び分校の全日制の課程は、それぞれ一の全日制の課程とみなす。第八号において同じ。)

又は定時制の課程(本校の定時制の課程及び分校の定時制の課程は、それぞれ一の定時制の課程とみなす。同号において同じ。)

について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。の合計数

二 全日制の課程(本校の全日制の課程及び分校の全日制の課程は、それぞれ一の全日制の課程とみなす。第八号において同じ。)

又は定時制の課程(本校の定時制の課程及び分校の定時制の課程は、それぞれ一の定時制の課程とみなす。同号において同じ。)

について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。の合計数

二 全日制の課程(本校の全日制の課程及び分校の全日制の課程は、それぞれ一の全日制の課程とみなす。第八号において同じ。)

又は定時制の課程(本校の定時制の課程及び分校の定時制の課程は、それぞれ一の定時制の課程とみなす。同号において同じ。)

について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。の合計数

二 全日制の課程(本校の全日制の課程及び分校の全日制の課程は、それぞれ一の全日制の課程とみなす。第八号において同じ。)

又は定時制の課程(本校の定時制の課程及び分校の定時制の課程は、それぞれ一の定時制の課程とみなす。同号において同じ。)

について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。の合計数

二 全日制の課程(本校の全日制の課程及び分校の全日制の課程は、それぞれ一の全日制の課程とみなす。第八号において同じ。)

又は定時制の課程(本校の定時制の課程及び分校の定時制の課程は、それぞれ一の定時制の課程とみなす。同号において同じ。)

について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。の合計数

課程の別	生徒の収容定員による課程の規模の区分	除すべき数
全日制の課程	四十人以下の課程 四十一人から八十人までの課程 八十一人から二百人までの課程 二百一人から二百四十人までの課程 二百四十一人から二百八十人までの課程 二百八十一人から四百人までの課程 四百一人から五百二十人までの課程 五百二十一人から六百四十人までの課程 六百四十一人から七百六十人までの課程 七百六十一人から八百八十人までの課程 八百八十一人から千人までの課程 千人から千二百二十人までの課程 千二百二十一人以上の課程	八 十一・四 十五 十六 十六・四 十七・一 十七・七 十八・二 十八・九 十九・五 二十 二十・五 二十一
定時制の課程	四十人以下の課程 四十一人から八十人までの課程 八十一人から二百人までの課程 二百一人から二百四十人までの課程 二百四十一人から二百八十人までの課程 二百八十一人から四百四十人までの課程 四百四十一人から六百六十人までの課程 六百一人から七百六十人までの課程 七百六十一人から九百二十人までの課程 九百二十一人から千八百八十人までの課程 千八百八十一人以上の課程	八 十一・四 十五 十八・五 十九・三 二十・七 二十二・二 二十三・五 二十四・七 二十五・八 二十六・七
第九条第一項第三号中「学校」の下に「本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。」を、「合計数」の下に「一未満の端数を生じた場合にあっては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは、一に切り上げ、零であるときは切り捨てるものとする。」を加え、同項第四号中「九	学級以上を「生徒の収容定員が三百二十一人以上、十二学級以上を「生徒の収容定員が四百四十人以上」に、「課程の規模を「生徒の収容定員による課程の規模」に改め、同号の表全日制の課程の項を次のように改める。	
全日制の課程	三百二十一人から五百六十人までの課程 五百六十一人から六百八十人までの課程 六百八十一人から千四百四十人までの課程 千四十一人から千六百六十人までの課程 千六百六十一人以上の課程	一 二 三 四 五

め、同条第四号中「(一)未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。」を削る。

第十四条中「やむを得ない事情がある場合を除き」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。

第十七条第一号中「三十学級」を「二十七学級」に改め、同条第三号中「以上」を「から十七学級まで」に改め、「得た数」の下に「と特殊教育諸学校の高等部でその学級数が十八学級以上のものの数に二を乗じて得た数との合計数」を加え、同条第五号中「六分の一を乗じて得た数の下に」(一)未満の端数が生じたときは、一に切り上げる。第二十条において同じ。を加え、同号の表肢体不自由者である生徒を教育する養護学校の項中「二」を「三」に改め、同条第六号中「第十一条第一項第五号」を「第十一条第一項第六号」に改める。

第十八条中「学級数(幼稚園の学級数を除く。が三十学級)及び「学級数が三十学級を児童及び生徒の数に六十人に改める。

第二十一条を削る。

第二十一条の二中「第二十一条を「前条」に改め、第八章中同条を第二十一条とする。

第二十三条を第二十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第二十三条 第八条から第十二条まで又は第十六条から第二十一条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は特殊教育諸学校の高等部に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寮母又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 第九条又は第十七条に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は特殊教育諸学校の高等部に置く非常勤の講師(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができる。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)
第三条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「講師」の下に「(常勤の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)」を加え、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十八号)第二条第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)」を「同法」に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十八号)第二条第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)」を「同法」に改める。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十八号)第二条第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)」を「同法」に改める。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十八号)第二条第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)」を「同法」に改める。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十八号)第二条第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)」を「同法」に改める。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十八号)第二条第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)」を「同法」に改める。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十八号)第二条第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)」を「同法」に改める。

及び職務を行うために要する費用の弁償(次条において「報酬等」という。)を加える。

第二条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、「(定時制の課程とを「この条において「定時制の課程」とに改め、「講師」の下に「(常勤の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)」を、「産業教育手当」の下に「並びに講師(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十三年法律第百十八号)第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。の報酬等」を加える。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十八号)第二条第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)」を「同法」に改める。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十八号)第二条第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)」を「同法」に改める。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十八号)第二条第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)」を「同法」に改める。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十八号)第二条第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)」を「同法」に改める。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十八号)第二条第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)」を「同法」に改める。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十八号)第二条第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)」を「同法」に改める。

都道府県が納付すべき労働者災害補償保険に係る労働保険料に要する経費

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)
第五条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(市町村立学校教職員の給与及び報酬等の都道府県負担)」に改め、同条中「の給与」の下に「及び報酬等」を加える。

第五条の見出しを「(教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担)」に改め、同条第一号中「除く」の下に「及び報酬等」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員について、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第四十九条の規定により都道府県が地方公務員災害補償基金に対して負担すべき負担金のうち補償に要する費用に係る部分に要する経費並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第百八十四号)第十五条、第十六条、第十七条及び第十九条の規定により都道府県が納付すべき労働者災害補償保険に係る労働保険料に要する経費(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第六条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改める。

第四十条中「一の市町村の県費負担教職員の」下に「(非常勤の講師(同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。))を除く。以下この条、第四十二条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条、第四十八条第二項、第四十九条及び第六十一条第二項に

において同じ。」を加え、「において地方公務員法を」として同法に改める。

第四十三条第四項中「若しくは前項を」と、前項若しくは第四十七條の二第一項に改め、「条例の下に」と若しくは同条第二項の都道府県の定めを加える。

第四章第二節中第四十七條の二を第四十七條の三とし、第四十七條の次に次の一条を加える。

(県費負担教職員のうち非常勤講師の報酬等及び身分取扱い)

第四十七條の二 県費負担教職員のうち非常勤の講師の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額並びにその支給方法については、都道府県の条例で定める。

2 この章に規定するもののほか、県費負担教職員のうち非常勤の講師の身分取扱いについては、都道府県の定める適用があるものとする。

第五十八條第一項及び第六十一條第一項中「給与」の下に「非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下この項において「新標準法」という。)第六条に規定する小中学校等教職員定数又は新標準法第十条に規定する特殊教育諸学校教職員定数の標準については、平成十七年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの

規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置)

3 第二条の規定による改正後の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下この項において「新高校標準法」という。)第七条に規定する高等学校等教職員定数又は新高校標準法第十五条に規定する特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、平成十七年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は特殊教育諸学校の高等部の生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

4 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表中「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」を「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に改める。